

守谷市教育委員会定例会会議録 令和4年2月

1 日 時 令和4年2月25日（金） 午後1時30分～午後2時44分

2 場 所 守谷市役所2階全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長	宇田野 信彦
参事	奈幡 正
教育部次長兼学校教育課長	小林 伸稔
生涯学習課長	福島 晶子
教育指導課長	古橋 雅文
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	石川 みどり

6 傍聴人 なし

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

- 議案第 2号 守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について
- 議案第 3号 守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について
- 議案第 4号 事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について
- 議案第 5号 守谷市スポーツサポーター設置規則の全部改正について
- 議案第 6号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）
- 議案第 7号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和3年度守谷市一般会計補正予算（第11号）及び令和4年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分））

(2) その他

第四次守谷市子ども読書活動推進計画（案）に対するパブリック・コメントの結果について

1 開会宣言	教育長	午後 1 時 30 分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に寺田委員を指名する。
3 審議方法	教育長	議案第 2 号「守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について」及び議案第 3 号「守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について」には関連があるため、一括審議としたい。
	各委員	異議なし
	教育長	異議なしと認め、議案第 2 号及び議案第 3 号については一括審議とする。
4 議決事項	教育長	議案第 2 号「守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について」及び議案第 3 号「守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について」説明を求める。
	学校教育課長	はじめに、議案第 2 号「守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について」御説明いたします。 職場におけるハラスメントは、働く人の尊厳と人権を不当に傷つける社会的に許されない行為で、教職員の勤務意欲の低下や能力の発揮を妨げるほか、職場全体の士気や能率の低下につながり、職場環境に大きな影響を及ぼすものです。 本案は、教育委員会として、ハラスメントを発生させない、許さないという強い姿勢を示すとともに、市内小中学校の教職員一人ひとりに、ハラスメントとは何かを認識いただき、互いの人格を尊重し、助け合うことで、教育活動に専念できる働きがいのある職場環境を実現するための取組として、議案第 2 号及び議案第 3 号の制定を強く求めます。

る職場環境づくりを進めていくために、この指針を策定するものです。

内容につきましては、「パワーハラスメント」、「セクシャルハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」の三つのハラスメントの指針になります。

議案書3ページの中段から7ページにかけては、教職員一人ひとりに正しい理解を促すため、それぞれの定義と、該当する言動や行動、また、問題を起こさないための留意事項等について定めています。

また、議案書8ページのVI「職員の責務等」については、校長及び教職員が責任を持って果たす項目を定めています。

校長は、ハラスメントに対する教職員の意識啓発と、日頃から職場の状況に目を配ることで、ハラスメントの未然防止、早期発見に努めるとともに、自分自身の判断で対処せず、教育委員会への報告・相談を迅速に行うこととなります。

教職員は、常に相手の立場に立った言動を心掛け、ハラスメントを見聞きしたときには、見て見ぬ振りをするのではなく、行為者に注意を促し、さらには上司や同僚への相談、被害者への声掛けなど、被害者の支援にも取り組んでいただきます。

次のVII「苦情相談窓口及び対応フロー」については、教職員からハラスメントに関する苦情や相談の申出があった場合の対応になります。

あらかじめ、教職員の相談窓口として教育委員会内に相談員を配置し、相談員はハラスメントに関する相談や苦情を受けた場合、申出等の内容や対応について調査し、その結果を教育委員会内のハラスメント対策委員会に報告します。対策委員会は、必要に応じて本人や相手からの事情聴取と事実の有無の判断を行います。ハラスメントの事実が確認できた場合は、茨城県教育委員会との協議により、被害者と加害者の関係改善に向けた支援や、被害者と加害者を引き離すための対応、メンタルヘルス不調への相談対応、最終的に再発防止に向けた対応等を行います。

茨城県教育委員会からは、場合により地方公務員法に基づく懲戒処分や注意指導等の処分が下される

	<p>こともあります。</p> <p>なお、この指針につきましては、可決いただきましたら、来月開催される校長会において各学校に周知したいと考えています。</p> <p>議案書の5ページと7ページに記載したハラスメントになり得る言動の事例の中で、学校現場ではあまり使われない表現が幾つかあると委員から御指摘をいただきましたので、分かり易い表現（朱書き）に修正しています。</p> <p>続いて、議案第3号「守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について」ご説明いたします。</p> <p>本案は、議案第2号の指針に基づき、ハラスメントの防止及び対応に関して必要な事項を定めた要綱となります。</p> <p>第1条から第5条は、要綱の目的や定義、教育委員会、現場の管理監督者、及び教職員の責務などを規定しています。</p> <p>また、第6条からは、ハラスメントに関する相談等の申出があった場合の相談窓口や、ハラスメントに関する問題を公正かつ適正に解決するハラスメント対策委員会の教育委員会内への設置と、ハラスメントの事実確認や判定等を行うための規定を設けています。</p>
寺田委員	<p>説明では、可決後直ちに学校に説明したいとのことであったが、人事異動により教職員の配置換えがあるので、来年度以降もこの指針や要綱について周知徹底をお願いしたい。</p>
学校教育課長	<p>各学校には啓発等も含め、しっかりと周知していきます。また、教育委員会の職員も異動がありますので、相談員を誰とするのかといったことも併せて伝えたいと思います。</p>
河原委員	<p>実際にハラスメントが起こることがないよう、指針や要綱の内容を教職員に浸透させる取組が大事である。私の経験から、学校現場は割とチームワークが良くハラスメント案件は少ない方だと思うが、それでもなかなかゼロにはならない。また、加害者と</p>

	<p>被害者で認識の違いもあり、処分の判断も難しい。このことから、ハラスメントを未然に防ぐことが大事だと思うので、今後の取組をよろしくお願ひしたい。</p>
教育長	<p>指針や要綱が策定されれば、ハラスメントを防止することにも役立つと思う。</p>
椎名委員	<p>議案書5ページの「指導とパワーハラスメントとの違い」については、特に校長先生、教頭先生は気にするところで、正常な業務、職務命令と考え行っていることが、相手にパワハラだと捉えられてしまうことがある。</p> <p>例えば、小学校では通知表作成の時期は非常に忙しく、特に、8教科の評価後にコメントを記入する業務は重労働で、期日までに終わらない教員もいる。このような場合、校長はその教員に対し「あなたは責任を果たしているのか」と注意せざるを得ないが、注意を受けた教員がそれをパワハラと捉えることも考えられる。</p> <p>また、パワハラになり得る言動の代表的な例として挙げられている「過大な要求」のように、どこまでが指導の範囲なのか判断し難いケースもあるため、将来的には校長先生に対しQ&Aを作っていただきたい。</p> <p>加えて、同僚間の言動もパワハラになるということも指導してほしい。</p>
学校教育課長	<p>セクハラの場合は、明らかに訴えた側の言い分が通ることが多いようですが、パワハラの場合、御指摘のとおり、業務命令の範疇なのか、それを逸脱したものなのかを判断することが非常に難しい。このため、難しい案件であれば、スクールロイヤー等に相談しながら、適正に取り扱ってまいります。</p>
教育長	<p>このような指針、要綱があっても、実際に先生方の考え方が変わらなければ駄目なので、学校の校長先生をはじめ、全教職員にハラスメントに関する事項を十分認識してもらうことが必要である。</p>

萩谷委員	<p>子どもたちは、先生方の様子をよく見ているようで、ちょっとした表情でも敏感に感じ取り、そのことをご家庭で話したりしているようなので、言動には十分注意していただきたいと思う。</p>
寺田委員	<p>要綱の第6条第2項では、「相談員は、教育長が指名する8名以内とする。」と規定されているが、どのような者を指名する考えがあるのか伺いたい。</p> <p>また、被害を受けた申出人が、秘密を保持したいという意向がある場合、相談員に代えてハラスメント対策委員に直接相談することは可能か伺いたい。</p> <p>最後に、この要綱は、教員を主体とした内容になっているが、市の会計年度任用職員の場合は、どのような対応になるのか。</p>
学校教育課長	<p>はじめに、相談員の指名についての質問にお答えします。相談員は、教育指導課在籍の指導主事4名と、ハラスメント対策委員会事務局である学校教育課の職員3名（課長補佐、係長2名）、そのほか、生涯学習課の管理職1名を加えた8名で考えています。</p> <p>また、相談員の性別に対する要望が出される場合に備え、男性と女性を均等に分け、2人一組で対応したいと考えています。</p> <p>次に、相談員に代えてハラスメント対策委員に直接相談することについては、相談員に限らず、対策委員でも相談を受けても良いと考えているため、相談員を先生方に御案内する際には、対策委員会は教育委員会の管理職が委員であるため、こちらに相談していただくことも可能であることを伝えたいと思います。</p> <p>最後に、介護補助員や学習支援ティーチャー等の市費負担職員の対処については、基本的な対応は全く同じですが、処分に関しては、教育委員会内に処分機関がないため、市職員の分限懲戒等審査委員会で処分決定することが適当だと考えています。</p>
寺田委員	学校には、相談員を置かないのですね。
学校教育課長	そのとおりです。

教育長	議案第2号「守谷市立学校教職員のハラスメント防止及び対応に関する指針の制定について」及び議案第3号「守谷市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱の制定について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第4号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について」説明を求める。
教育部長	本案は、教育委員会事務局職員の人事について、他部局の任命権者との関わりがあり、その決定が発令日の直前となることから、教育委員会に付議する時間がないため、教育長に専決させることについて、御承認を求めるものです。
寺田委員	教育委員会は子どもたちの教育が益々意義あるものになるよう、良い人材を集めていただきたい。
教育長	期待に添えるよう頑張りたい。
教育長	議案第4号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第5号「守谷市スポーツサポーター設置規則の全部改正について」説明を求める。
生涯学習課長	<p>本案は、市民との協働によるまちづくりを進め、地域スポーツをより一層推進させるため、市及び市スポーツ協会等が主催する事業に協力するスポーツサポーターの設置について、規則の全部を改正するものです。</p> <p>現在、スポーツサポーターの方々には、委嘱、定員、任期によらず、年間通してスポーツイベントにボランティアスタッフとして御協力いただいています。</p> <p>現行の規則で定める委嘱、定員、任期、各学区への代表委員の配置、代表委員会議の開催などの規程</p>

	<p>は、約20年前まで開催していました町民体育祭に携わった体育推進員の設置規則を後継したもので、行政組織的な役割であったことから、現状に合わせた規則の改正が課題となっています。</p> <p>特に、登録方法に関しては、ほかのボランティア制度と同様に、個人の希望に応じていっても自由に申請できた方が登録しやすく、人員の増加も期待できます。</p> <p>また、市及びスポーツ協会等の主催事業のほか、健康増進事業や地域のスポーツ事業にもご協力いただくななど、様々な場面でスポーツの現場を支える人材の育成や制度活用を充実させるものです。</p> <p>寺田委員</p> <p>4点お聞きしたい。1点目は、現行規則では、公募によりサポーターを委嘱することになっているが、今回提案された規則では、その規定がなくなり登録制に変更されている。その経緯について伺いたい。</p> <p>2点目は、第3条において、「サポーターは、市のスポーツ行事及び健康増進事業並びに地域のスポーツ事業に関し、・・・」とあるが、ここでの健康増進事業とは、生涯学習課のどの事業を想定しているのか、また「市及び守谷市スポーツ協会」とあるが、これはどの部署（機関）を想定しているのか伺いたい。</p> <p>3点目は、第6条第2項において「公開を希望しない情報を除き・・・」とあるが、この規則には登録者に関する情報の取扱い（保護等）について特に定めがないため、登録者情報の提供については、慎重に行っていただきたい。</p> <p>4点目は、第7条第1項第3号に「登録の要件を満たさなくなったとき。」とあるが、その確認方法を伺いたい。加えて、この規則では、サポーターの任期を設けておらず、有効期間があった方が良いと思うが、事務局の考え方を聴きたい。</p> <p>生涯学習課長</p> <p>1点目の登録制にした経緯については、サポーターをあくまでもボランティアスタッフとして活用するものであるため、委嘱や定員、任期といった規程は設けておりません。現在登録しているサポーター</p>
--	---

	<p>からも、その方が活動しやすいといった意見があり、いつでも自由に自発的に登録できる制度としたところです。</p> <p>2点目、サポーターに協力を求める事業等については、生涯学習課所管の事業だけでなく、福祉部門の高齢者対象のスポーツ行事や保健センターの健康増進事業でも、活用していただきたいと考えています。また、外部機関では、スポーツ協会のほか、例えば社会福祉協議会主催のスポーツレクリエーション行事なども、必要に応じて協力を求めができるものとしたいと考えています。</p> <p>3点目の個人情報等の取扱いについては、サポーター本人の了解の下、公開可能な登録者情報はスポーツ協会と市が共有することになります。個人情報の取扱いについては、規則への記載はありませんが、本人の同意がないものについては、第三者に開示することができないよう慎重に取り扱ってまいります。</p> <p>4点目の登録者が登録要件を満たしているかを確認する方法については、スポーツ協会や生涯学習課が主催するスポーツ関係行事だけでも、年間に3、4回程度は協力を依頼する機会がありますので、その都度、メール等を利用して確認していくたいと思います。</p> <p>また、年間行事、年次計画等を周知する機会、そして年1回のアンケートの機会に確認したいと思います。</p>
寺田委員	<p>保健センターの事業などにおいても、サポーターが活用できることが分かった。</p> <p>単に、スポーツ事業等の協力活動というだけでなく、市民との協働によるまちづくりの観点から、健康増進事業にも活用できるということになれば、市民の健全な心身の成長や、市の掲げる施策に十分寄与するものと思うので、大いに期待をしている。</p>
河原委員	<p>これまでの制度は、ボランティアと言っても代表者会議があり、また地域ごとに割り振られていることから、行政組織としてつくられた組織的な感じがあつたが、今回、純粋にボランティア登録制度として規定され、参加しようとする人がより参加しやす</p>

	い形に変わったように思う。いろいろな人に登録してもらい、活躍してほしい。
教育長	議案第5号「守谷市スポーツサポーター設置規則の全部改正について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第6号及び議案第7号の「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」は、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。
各委員	異議なし
教育長	議案第6号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」について説明を求める。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 (生涯学習課長による説明)
教育長	議案第6号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」について採決する。
採決結果	全員賛成承認
教育長	議案第7号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和3年度守谷市一般会計補正予算（第11号）及び令和4年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分））」について説明を求める。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市

		教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号） 第13条に基づき審査経過は非公開とする。 (教育部長による説明)
	教育長	議案第7号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和3年度守谷市一般会計補正予算（第11号）及び令和4年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分））」について採決する。
	採決結果	全員賛成承認
5 その他		
	教育長	その他事項「第四次守谷市子ども読書活動推進計画（案）に対するパブリック・コメントの結果について」説明を求める。
	中央図書館長	<p>それでは、第四次守谷市子ども読書活動推進計画（案）に対するパブリック・コメントの結果について、御報告いたします。</p> <p>パブリック・コメントは、1月15日から2月14日までの30日間実施し、ボランティア活動促進への支援に関する意見が1件寄せられました。</p> <p>それを受けて、ボランティア活動促進への支援として、ボランティアの技能向上のための講座を開催することとし、その取組指標として講座の開催回数を追加する予定です。さらに、行動目標としては記載しませんが、布絵本講座の開催に努めたいと考えています。</p> <p>パブリック・コメントの結果については、以上になりますが、この後、来月の教育委員会において、最終案についてお諮りし、議会への報告を経て公表したいと考えています。</p> <p>質疑・意見等なし</p>
6 閉会宣言	教育長	<p>次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和4年3月25日（金） 午後1時30分～ ・場所 全員協議会室 <p>午後2時44分 閉会を宣言</p>

會議錄署名人

吉田弘